

第2号様式(1)-③

(単体発注・事前審査型)

沖縄県立中部病院一般競争入札

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和2年8月14日

沖縄県立中部病院長 玉城 和光

1 工事概要

(1)	工 事 名	県立中部病院厨房系統外気空調機取替修繕工事	
(2)	工 事 場 所	うるま市	
(3)	工 種	管工事	
(4)	工 事 内 容	本館厨房系統の外気空調機の取替修繕工事を行う。 (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)	
(5)	工 期	契約締結の翌日から令和3年3月26日まで	
(6)	発 注 形 態	単体発注	
(7)	資 格 審 査 方 法	事前審査型 ※本工事は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う。	
(8)	その他適用のある法令、制度等  〔本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。〕	リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		○ 最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
		議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		準備手続き（予算成立前）	※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続き（交付決定前）	※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続き（繰越承認前）	※本手続きは、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
(9)	適用する労務単価	○ 令和2年3月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。
(10)	本工事に係る設計業務等の受託者		

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種	管工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等 級	A等級、B等級及びC等級	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	令和元年・2年度	
(4)	許 可 区 分	建設業	
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	入札開始日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		

(8)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。          なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係          次のいずれかに該当する二者の場合          (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合          (イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係          次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。          (ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合          1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。          (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役          (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役          (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役          (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役          2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役          3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)          4) 組合の理事          5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者          (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合          (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合          組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>										
(9)	<p>原則として、上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。          なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。</p> <p>ア 資本関係          設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合          (ア)子会社等と親会社等の関係にある場合          (イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係          設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。          (ア)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合          (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合          (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合          設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>										
(10)	<p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。</p>										
(11)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 1469 236 1760" rowspan="3">施工実績</td> <td data-bbox="236 1469 427 1536">対象期間</td> <td data-bbox="427 1469 715 1536">自平成17年4月1日 至令和2年8月27日</td> <td data-bbox="715 1469 1492 1536">左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1536 427 1615">対象工事</td> <td colspan="2" data-bbox="427 1536 1492 1615">次の要件を満たす施工実績を有すること。 ・病院にているながらによる修繕取替工事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1615 427 1760">備考</td> <td colspan="2" data-bbox="427 1615 1492 1760">当該実績が平成17年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧宮古・八重山支庁土木建築課(現土木建築部宮古・八重山土木事務所)及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。(以下同様とする。)</td> </tr> </table>	施工実績	対象期間	自平成17年4月1日 至令和2年8月27日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。	対象工事	次の要件を満たす施工実績を有すること。 ・病院にているながらによる修繕取替工事。		備考	当該実績が平成17年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧宮古・八重山支庁土木建築課(現土木建築部宮古・八重山土木事務所)及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。(以下同様とする。)	
施工実績	対象期間		自平成17年4月1日 至令和2年8月27日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。							
	対象工事		次の要件を満たす施工実績を有すること。 ・病院にているながらによる修繕取替工事。								
	備考	当該実績が平成17年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧宮古・八重山支庁土木建築課(現土木建築部宮古・八重山土木事務所)及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。(以下同様とする。)									
(12)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 1760 236 2038" rowspan="2">配置予定技術者</td> <td data-bbox="236 1760 427 1872">資格区分</td> <td data-bbox="427 1760 715 1872">2級管工事施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者</td> <td data-bbox="715 1760 1492 1872">次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に専任で配置できること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1872 427 2038">備考</td> <td colspan="2" data-bbox="427 1872 1492 2038"> <p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。          (ア) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。          ウ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。          エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p> </td> </tr> </table>	配置予定技術者	資格区分	2級管工事施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者	次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に専任で配置できること。	備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。          (ア) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。          ウ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。          エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p>				
配置予定技術者	資格区分		2級管工事施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者	次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に専任で配置できること。							
	備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。          (ア) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。          ウ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。          エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p>									

(13) その他の条件 右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	○ 地域要件	(ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所又は従たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。
	経営事項審査評定値	(ア) (イ)	入札開始日前現在で左記の(ア)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。
	赤土等流出防止対策施工実績	対象期間 備考	自 至 左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡し完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。 施工実績の取扱いは、2-(11)備考に準ずる。
(14) 取 扱 け 案 件	以下の工事を落札した者は、本工事の落札者となることはできない。 なし		

### 3 入札手続等

(1) 手続き方法	本工事は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を紙入札で行う案件である。		
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和2年8月14日 ～ 至 令和2年8月24日	
	配 布 方 法	沖縄県立中部病院ホームページからダウンロードすること。 <a href="https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/">https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/</a>	
	問 い 合 せ 先	沖縄県立中部病院総務課設備調達係	電話番号 098-973-4111
(3) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入 札 開 始	
		入 札 締 切	
	紙入札	持 参 日 時	令和2年8月31日（月）10:00
		持 参 場 所	沖縄県立中部病院 2階 第1会議室
	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
	入札に関する注意事項（持参により提出する場合）	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。 (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。	
工事費内訳書の提出	本工事は、落札後に入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。 (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。 (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。		
(4) 入札の辞退等	紙入札申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。 また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。		
(5) 開札日時	令和2年8月31日（月）10:30		
(6) 落札者の決定方法	(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回（1回目の入札を含む。）までとする。 (4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号		

(7) 申請書等の提出	<p>本入札の参加者は、入札参加資格を有することを証明するため、下記の申請書等を提出し、契約担当者から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。</p> <p>ア 一般競争入札参加資格登録申請書(第1号様式)</p> <p>イ 法人登記簿謄本の写し(最新のもので6ヶ月以内に交付されたもの)</p> <p>ウ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類</p> <p>エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類</p> <p>オ 同種・同規模の履行実績(第2号様式)、実績を証する契約書及びその履行が確認できる書類の写し</p> <p>カ 労働保険に加入していることが確認できる書類として申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類等の写し(労働局からの収入済通知書等)</p> <p>キ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類として申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類等の写し(厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書等)</p> <p>ク 社会保険に加入義務がない場合はそのことについて申出書</p> <p>ケ 誓約書</p> <p>コ 配置予定技術者の資格及び健康保険証の写し</p> <p>サ 建築業の許可についての写し</p> <p>シ 経営事項審査結果通知書の写し</p>			
	提出期限	令和2年8月24日(月) 17:00 まで		
	提出先	<p>沖縄県うるま市字宮里281</p> <p>沖縄県立中部病院</p> <p>総務課設備調達係 担当者</p> <p>098-973-4111</p>	提出部数	1部
	提出方法	原則として、持参によるものとする。		
(8) 入札参加資格の確認	<p>競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに書面にて通知する。</p> <p>令和2年8月27日(木)(予定)</p>			
(9) 本入札に係る資料の取り扱い	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)を認める。</p> <p>オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。</p> <p>カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。</p>			

#### 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	<input type="radio"/> 免除(沖縄県財務規則第100条第2項第4号) ※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。 <input type="radio"/> 以下により納付の必要あり。(沖縄県財務規則第100条)
(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	

#### 5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	<p>落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。</p> <p>病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>
(2) 入札の無効	<p>本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>
(3) 火災保険の要否	<input checked="" type="radio"/> 要 ・ <input type="radio"/> 否



(4) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(5) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
(6) 入札参加者等の遵守事項	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(※)に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</a>

## 6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること	問い合わせ先	沖縄県うるま市字宮里281 沖縄県立中部病院総務課設備調達係 担当者 098-973-4111	
(2) 上記(1)以外に関すること	質問書先	沖縄県うるま市字宮里281 沖縄県立中部病院総務課設備調達係 担当者 098-973-4111 (代表)xx031112@pref.okinawa.lg.jp (担当者)shimoji_kazuhiro@hosp.pref.okinawa.jp	
	問い合わせ先	沖縄県うるま市字宮里281 沖縄県立中部病院総務課設備調達係 担当者 098-973-4111	
	提出期間	令和2年8月14日(金)から 令和2年8月19日(水) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
	提出方法	原則、PDFファイルを質問書の提出先のメールアドレスの2箇所提出期限までに送信すること。	
	回答方法	質問に対する回答書は、以下の期間において、中部病院ホームページに掲載する。  <a href="https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/">https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/</a>	
		期間	回答日から 令和2年8月28日(金) まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

## 7 苦情申し立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求められることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申し立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県立中部病院総務課設備調達係 担当者
	提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。

<p>(2) 再苦情申し立て</p>	<p>契約担当者からの上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。</p> <p>ア 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間      受付窓口： 沖縄県病院事業局病院事業経営課 施設整備・ICT推進班      受付時間： 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 再苦情申し立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所      沖縄県病院事業局病院事業経営課 施設整備・ICT推進班      電話 098-866-2636</p>
--------------------	---